

発行元

東京都認証・特別非営利活動法人 日本エステティック学会 JAPAN SOCIETY FOR ESTETIC

## 先生！ 広告対策は万全ですか？



広告表現には充分注意を！！

**もう一度！ 広告表現・使用前後写真も注意を**  
薬事改正対策を！サロン独自の消費者向け広告、チラシなどの作成についてはメーカーやディーラーから提供された**使用前後写真**なども薬事広告規制上、そのままでは消費者向け広告には不向きな場合があります。「脂肪を分解」「脂肪を溶かす」**効果効用の表現**にも最新の注意が必要です。仕入先などと十分協議し、**薬事法上の等、違法広告と指摘**されないように心掛けてください。万一、**都道府県、保険所等より注意指導を受けた場合には、すみやかに改善するなど対応してください。**

## 健康被害トラブルの対応は慌てず冷静に！



**火傷・あざ・かぶれ対処を誤れば訴えられる可能性が・・・**

**「トラブル発生！初期対応が重要です！すぐに病院に行きましょう！」**

通常健康被害なら発生したと同時に病院に行きましょう！サロン近くの病院は日頃から把握しておくことが重要です。（皮膚科）どの業種でも傷害などの健康被害は発生します。普通の対応が大切なポイントです。絶対にお客様任せにははいけません。様々な情報がお客様の心を変貌させてしまいます。病院の診療時間が終わってれば救急病院へ行きましょう。ほんの少しの誠意と行動力で大きなトラブルの芽は摘み取ることができるのです。

## 学会員ならエステ傷害保険[ピーリング・脱毛]もOK!



もしもの時に保険があれば・・・

### 転ばぬ先の「エステ保険」

今までのエステ保険では免責に該当する**「脱毛」「ピーリング」**も日本エステティック学会会員ならこの**2施術を保険対応**できるようになります。転ばぬ先の杖をしっかりと持って日頃から安心して施術に邁進できます。専任弁護士・ドクターも対応可能です。

適切な初期対応とエステ専用保険があれば万が一の時にも先生のご対応負担が大きく軽減できます。詳しい条件等は学会事務局までお問合せください。（担当 マスモト）

**※加入には別途指定条件（学会員・認定有資格者等）があります。**

※サロンショッピングクレジット取扱いのご相談、ご紹介承ります。お気軽にご連絡ください。

NPO法人日本エステティック学会は広く皆様のご参加・ご協力をお願いしています。

学会（JSE）は開かれた会として幅広く皆様方のご意見をお待ちしております。

セミナー・講習・講演・入会・更新手続き

入会・更新手続きは、管理センターへ TEL0120-833-026/FAX03-5524-2878